

令和5年度における財務省の中小企業者に関する契約の方針

令和5年4月
財務省

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和5年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和5年度の財務省における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度の実績を上回るよう努め、比率が67.4%、金額が約498億円になるよう目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者の契約比率については、財務省における前年度の実績を上回るよう努め、「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和5年4月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）において掲げられた、国等における目標である3%以上を目指すものとする。

3 推進体制の整備

中小企業者の受注の機会の増大のため、推進連絡会議を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進連絡会議においては、実績及び課題の把握並びに調達担当部局に対する情報提供等を行う。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、調達担当部局は、次の事項について取り組むこととする。

1 官公需情報の提供の徹底

(1) 発注見通し及び入札情報をホームページへ掲載することによって、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

(2) オープンカウンタ方式による調達について、ホームページに調達情報を公示し、中小企業・小規模事業者の参加者の拡大を図る。

2 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

電子調達システムを利用した入札を可能とすることで中小企業・小規模事業

者の競争参加者の拡大を図る。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、調達担当部局は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、「調達ポータル」等を利用し、可能な限り新規中小企業者から見積書を徴取するよう努める。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

大臣官房会計課は、中小企業庁から提供された中小企業者との契約の増加に資する情報を調達担当部局に提供する。

別紙

中小企業者の受注の機会を増大のための推進体制

